

平成23年10月4日

原子力発電に係るシンポジウム等の不適切な運用に関する

今後の対応方針について

本年9月30日、「原子力発電に係るシンポジウム等に関する第三者調査委員会」（委員長：大泉 隆史弁護士）から、枝野 幸男 経済産業大臣に対し、最終報告書が提出されました。

1. 経済産業省としては、二度とこのような事態を発生させないよう、最終報告書を踏まえ、新たに再発防止に向けた取組方針を取りまとめたところであり、今後、その実行に万全を期してまいります。（下記1. 参照）
2. また、過去の膿を断ち切り、国民の信頼を得られる原子力行政の再生に向け全力で取り組むよう、事務次官、原子力安全・保安院長、資源エネルギー庁長官に対し、経済産業大臣から職務命令を本日発出し、組織をあげてその確実な遂行を期してまいります。（下記2. 参照）
3. あわせて、最終報告書における事実認定及び評価を踏まえ、本日、当省職員及びその管理監督者に対して、以下のとおり処分を行うこととします。（下記3. 参照）

1. 再発防止策について

組織の膿を断ち切り、二度とこのような事態が生じないよう、今後、次のような再発防止策を講じていくこととします。（詳細別紙参照）

- （1）国の電力会社への偏った働きかけの禁止
- （2）シンポジウム等の運営に係る「行動規範」の策定とその徹底
- （3）広聴・広報の専門家によるアドバイザリー・ボードの設置

2. 経済産業大臣からの職務命令について

枝野経済産業大臣から、

- ①安達 健祐 事務次官
- ②深野 弘行 原子力安全・保安院長
- ③高原 一郎 資源エネルギー庁長官

に対し、「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」の最終報告書で指摘された内容を踏まえ、原子力行政に対する信頼を大きく損なったことについて猛省を求め、こうしたことが二度と起こらないよう、再発防止に向けて責任を持って取り組むように命じることとします。

なお、本命令は、国家公務員法第98条第1項に基づく職務命令になります。

3. 職員の処分について

【本人処分】

吉村 宇一郎 元原子力安全・保安院 原子力安全広報課長 「戒告」

－現職：経済協力開発機構 原子力機関（OECD NEA）次長

－昭和57年入省（I種技官）

－平成19年8月26日開催の浜岡原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウムに当たり、部下職員が、当該シンポジウムの公正性・透明性を損なうおそれのある不適切な行為を行うことを防止できなかった。

鈴木 洋一郎 元資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課原子力発電立地対策・広報室長 「戒告」

－現職：北海道経済産業局資源エネルギー環境部長

－平成3年入省（I種技官）

－平成20年8月31日開催の泊原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウムに当たり、当該シンポジウムの公正性・透明性を損なうおそれのある不適切な行為を行った。

元原子力安全・保安院係長級職員 「訓告」

－平成19年8月26日開催の浜岡原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウムに当たり、当該シンポジウムの公正性・透明性を損なうおそれのある不適切な行為を行った。

【監督責任としての処分】

中小企業庁長官 鈴木 正徳 「訓告」
(非違行為があった当時の原子力安全・保安院次長)

大臣官房付 西山 英彦 「訓告」
(非違行為があった当時の電力・ガス事業部長)

資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課長
(非違行為があった当時の現職)

森本 英雄 「訓告」

(本発表資料のお問い合わせ先)

1. について

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

担当者：三田課長、小川

電話：03-3501-1511 (内線：4731~4735)
03-3501-1746 (直通)

原子力安全・保安院原子力安全広報課

担当者：吉澤課長、竹之内

電話：03-3501-1511 (内線：4851~4855)
03-3501-5890 (直通)

2. 3. について

大臣官房秘書課

担当者：成田、井上、青木、小川

電話：03-3501-1511 (内線：2069~2070)
03-3501-4726 (直通)

「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」
の提言を受けた再発防止に向けた取組方針

平成23年10月4日
経済産業省

国の電力会社への不適切な働きかけの背景には、シンポジウム等のあり方やその運営に当たっての規範が不明確なまま放置されてきたことなどがあつた。これを踏まえ、原子力安全・保安院、資源エネルギー庁において、再発防止と国民の信頼回復に向け、全職員一丸となって、以下に取り組む。

1. 国の電力会社への偏った働きかけの禁止

今後、原子力発電に係るシンポジウム等の実施において、国（原子力安全・保安院、資源エネルギー庁）は、広く一般への働きかけとは別に、電力会社に対して、参加や意見表明を要請するよう働きかけることを禁止とする。

2. シンポジウム等の運営に係る「行動規範」の策定とその徹底

①行動規範の策定（平成23年10月中を目途）

策定に当たっては、以下の3原則に則つたものとする。

- 1) 公正性、透明性の原則の徹底
- 2) 国の電力会社への偏った働きかけの禁止
- 3) 電力会社の不適切な行為には中止・是正を指導

②幹部による率先した意識改革と職員への周知徹底

幹部が職員と対話・議論し、地元広聴・広報の重要性の認識と「行動規範」を徹底的に浸透させる 等

③幹部が主導する検証・見直しの実施（ガバナンスの強化）

幹部自ら、広聴・広報の実施状況について、公正・透明の原則の観点からチェックし、必要な見直しを行う

3. 広聴・広報の専門家によるアドバイザリー・ボードの設置

原子力発電に係る地元広聴・広報のあり方の検討や、個々のシンポジウム等の実施に当たり、以下を行うアドバイザリー・ボードを設置。

○地元住民が真に理解を深めることができるような効果的な仕組みの検討

<例>

- 1) 地域住民が優先的に参加・発言できる方法
- 2) コーディネーターによるわかりやすい進行方法の採用
- 3) 日頃からの地道な広報による地域住民との関係構築

○公正・透明の観点からのチェック